



熊本県公報

第13379号
令和6年(2024年)
11月1日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○道路の供用開始	(道路保全課) 1
○道路の区域変更	(〃) 2
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃) 2
○鳥獣保護区の期間更新	(自然保護課) 2
○鳥獣保護区の期間更新	(〃) 3
○鳥獣保護区の期間更新	(〃) 3
○鳥獣保護区の期間更新	(〃) 4
○鳥獣保護区の期間更新	(〃) 4
○鳥獣保護区の期間更新	(〃) 4
○鳥獣保護区の期間更新	(〃) 5
○鳥獣保護区の期間更新	(〃) 5
○休猟区の指定	(〃) 5
○休猟区の指定	(〃) 6
○休猟区の指定	(〃) 7
○特定猟具使用禁止区域の指定	(〃) 7
○特定猟具使用禁止区域の指定	(〃) 7
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 7
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃) 8
○都市計画事業の事業計画の変更認可	(都市計画課) 8
○道路の区域変更	(道路保全課) 8
○道路の区域変更	(〃) 9
○道路の区域変更	(〃) 9
公 告	
○土地改良区の役員を選任等	(農村計画課) 9
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 10
○農用地利用集積等促進計画の認可	(〃) 10
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 10
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 11
○第50回衆議院議員総選挙に係る選挙公報及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る審査公報の印刷等の請負に係る 随意契約の相手方の決定	(市町村課) 11
○公共測量の実施	(監理課) 11
○公共測量の実施	(〃) 11
○第53回採石業務管理者試験の合格者の決定	(エネルギー政策課) 12
○令和6年度(2024年度)砂利採取業務主任者試験を実施 する場所の変更	(〃) 12
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 12
登 載 依 頼	
○令和6年度(2024年度)球磨地域保健医療推進協議会救 急医療専門部会の開催	(球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 12

告 示

熊本県告示第898号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年(2024年)11月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年(2024年)11月1日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	八代市坂本町坂本 4122番2地先から 同所 3994番2地先まで	286.7	迂回路の設置

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)11月1日

熊本県告示第899号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)11月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)11月1日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜 3464番1地先から 同所 3496番1地先まで	前	6.2 ～ 14.5	440.8	活力創出基盤交付金
			後	11.5 ～ 53.1	400.0	

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)11月1日

熊本県告示第900号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和6年(2024年)11月1日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社CLG	精神科特化訪問看護ステーションCrutoココロ菊池	菊池市北宮33 2-2 セベスB	令和6年 (2024年)11月 1日	訪問看護

熊本県告示第901号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和6年(2024年)11月1日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社CLG	精神科特化訪問看護ステーションCrutoココロ菊池	菊池市北宮33 2-2 セベスB	令和6年 (2024年)11月 1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第902号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項に

において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年(2024年)11月1日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 宇城鳥獣保護区
- 2 区域 熊本市、宇城市、宇土市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 2,394ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年(2024年)11月1日から令和16年(2034年)10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、熊本市、宇城市、宇土市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第903号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年(2024年)11月1日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 菊鹿鳥獣保護区
- 2 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 2,223ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年(2024年)11月1日から令和16年(2034年)10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、山鹿市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第904号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年(2024年)11月1日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 菊池鳥獣保護区
- 2 区域 菊池市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 210ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年(2024年)11月1日から令和16年(2034年)10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、菊池市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第905号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木村 敬

- 1 名称 高塚鳥獣保護区
- 2 区域 阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 450ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年（2024年）11月1日から令和16年（2034年）10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、阿蘇市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第906号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木村 敬

- 1 名称 氷川ダム鳥獣保護区
- 2 区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 55ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年（2024年）11月1日から令和16年（2034年）10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、八代市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第907号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木村 敬

- 1 名称 せんだん轟鳥獣保護区
- 2 区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 477ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年（2024年）11月1日から令和16年（2034年）10月

- 31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、八代市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第908号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木村 敬

- 1 名称 村山鳥獣保護区
- 2 区域 人吉市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 152ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年（2024年）11月1日から令和16年（2034年）10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、人吉市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第909号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木村 敬

- 1 名称 老岳鳥獣保護区
- 2 区域 天草市、上天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 2,880ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年（2024年）11月1日から令和16年（2034年）10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、天草市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第910号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うこと

ができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 三加和休猟区
- 2 区域 和水町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1, 120ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年（2024年）11月1日から令和9年（2027年）10月31日まで

熊本県告示第911号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 鹿央休猟区
- 2 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1, 413ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年（2024年）11月1日から令和9年（2027年）10月31日まで

熊本県告示第912号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 高尾野休猟区
- 2 区域 大津町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1, 800ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年（2024年）11月1日から令和9年（2027年）10月31日まで

熊本県告示第913号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 牧野休猟区
- 2 区域 産山村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 678ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年（2024年）11月1日から令和9年（2027年）10月31日まで

熊本県告示第914号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該

休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 鹿南休猟区
- 2 区域 熊本市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 870ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年（2024年）11月1日から令和9年（2027年）10月31日まで

熊本県告示第915号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 柳野休猟区
- 2 区域 多良木町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,342ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年（2024年）11月1日から令和9年（2027年）10月31日まで

熊本県告示第916号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 大間山特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 南関町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 550ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年（2024年）11月1日から令和16年（2034年）10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第917号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 山鹿特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 245ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年（2024年）11月1日から令和16年（2034年）10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第918号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ころ	株式会社ころ	上天草市松島町 合津3433-70	令和6年 (2024年)11月1日	福祉用具貸与
株式会社ころ	株式会社ころ	上天草市松島町 合津3433-70	令和6年 (2024年)11月1日	特定福祉用具販売

熊本県告示第919号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ころ	株式会社ころ	上天草市松島町 合津3433-70	令和6年 (2024年)11月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社ころ	株式会社ころ	上天草市松島町 合津3433-70	令和6年 (2024年)11月1日	特定介護予防福祉用具販売

熊本県告示第920号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 施行者の名称 天草市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 本渡都市計画道路事業3・5・6号下川原茂木根線及び3・6・10号今釜本渡港線
- 3 事業施行期間 平成26年（2014年）10月28日から令和10年（2028年）3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示第921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年（2024年）11月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土不知 火線	宇土市網津町南谷 2267番地先から	前	3.5 ～ 6.1	270.3	活力創 出基盤 交付金

	宇土市網津町野添 2974番1地先まで	10.4 ～ 58.2	383.0
		3.5 ～ 6.1	270.3
		8.7 ～ 88.0	379.0

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)11月1日

熊本県告示第922号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)11月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)11月1日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字神瀬甲 25番8地先から 同所 1038番地先まで	前	12.5 ～ 22.4	320.0	迂回路 の設置
			後	12.5 ～ 22.4		

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)11月1日

熊本県告示第923号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)11月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)11月1日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	八代市泉町葉木字葉木 70番126地先から 同所 70番59地先まで	前	11.7 ～ 50.0	980.7	防交 安(交 通 安 全)
			後	11.7 ～ 52.8		

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)11月1日

公 告**熊本県公告第674号**

天草市に事務所を置く羊角湾土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和6年(2024年)11月1日

熊本県知事 木村 敬

役職名	氏 名	住 所
-----	-----	-----

退任 理事	齊藤 良人	天草市河浦町河浦1109番地
----------	-------	----------------

熊本県公告第675号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
石川 友也	阿蘇市	阿蘇市波野大字波野字上横堀1494ほか24筆
佐藤 順一	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字上大川原2522ほか10筆
宮田 加奈	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字両併字宮園1956-1ほか5筆
野田 英俊	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字長野字今市167-1
あしきた農業協同組合	芦北町	葦北郡芦北町大字花岡字竹下385-68ほか2筆
岩下 廣行	芦北町	葦北郡芦北町大字米田字村下1350-1
西川 定信	錦町	球磨郡錦町大字西字沼1659
尾里 勇一	錦町	球磨郡錦町大字一武字下ノ原4219ほか12筆
谷口 博紀	錦町	球磨郡錦町大字木上東字新替1980ほか1筆
株式会社大泉龍寺	あさぎり町	球磨郡山江村大字山田丁字番慶943

2 認可年月日

令和6年（2024年）10月23日

熊本県公告第676号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	
芹口 誓彰	高森町	農事組合法人奥阿蘇くさかべ	高森町	阿蘇郡高森町大字芹口字下芹口1256番ほか5筆
真野 信雄	津奈木町	あしきた農業協同組合	芦北町	葦北郡津奈木町大字岩城字船泊2791-2ほか3筆
有吉 洋一	芦北町	あしきた農業協同組合	芦北町	葦北郡津奈木町大字岩城字浜平2649ほか3筆
徳澄 静浩	人吉市	株式会社大泉龍寺	あさぎり町	球磨郡山江村大字山田甲字白鳥下27ほか1筆

2 認可年月日

令和6年（2024年）10月23日

熊本県公告第677号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字蛙石1855番1及び同1855番13
247.83平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡市博多区博多駅東一丁目1番14号
JR九州リテール株式会社

熊本県公告第678号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字向島1025番2、同1026番、同1027番の一部、同1029番9、同1031番1、同1031番3、同1031番4及び里道
1,799.32平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区保田窪本町4番32号
株式会社ルミナスホーム

熊本県公告第679号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特
定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」とい
う。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県
規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。
令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
第50回衆議院議員総選挙に係る選挙公報及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に
係る審査公報の印刷等の請負一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部市町村・税務局市町村課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年（2024年）10月11日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社熊本日新聞社
熊本市中央区世安1-5-1
- 5 随意契約に係る契約金額
40,634,880円（うち消費税及び地方消費税の額3,694,080円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号に該当するため。

熊本県公告第680号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の
規定により菊陽町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第3
9条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木 村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（数値地形図修正 （地図情報レベル100 0、2500、1000 0））	令和6年（2024年） 10月1日から 令和7年（2025年） 3月31日まで	菊陽町全域

熊本県公告第681号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県南広域本部球磨地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（基準点測量及び水準測量等）	令和6年（2024年） 10月18日から 令和7年（2025年） 3月4日まで	球磨郡湯前町上猪他

熊本県公告第682号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により実施した第53回採石業務管理者試験の合格者は次のとおりである。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木村 敬

受験番号

1、5、33

熊本県公告第683号

令和6年（2024年）9月13日付け熊本県公告第579号で公告した令和6年度（2024年度）砂利採取業務主任者試験について、試験を実施する場所を次のとおり変更する。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木村 敬

変更前	変更後
2 試験を実施する場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館9階903会議室	2 試験を実施する場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館5階審議会室

熊本県公告第684号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和6年（2024年）11月1日

熊本県知事 木村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	
山口 森生	宇土市	株式会社クリ エイト光	宇土市	宇土市栗崎町字浦田1020 -2ほか3筆

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人走瀉	宇土市	宇土市走瀉町字走瀉744

2 認可年月日

令和6年（2024年）10月24日

登載依頼

球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

令和6年度（2024年度）球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

令和6年(2024年)11月1日
球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
令和6年(2024年)12月20日(金)午後1時30分から
- 2 開催場所
球磨地域振興局2階 中会議室(人吉市西間下町86-1)
- 3 議題
 - (1) 今年度の球磨圏域の健康危機管理体制について
 - (2) 第8次熊本県保健医療計画について
 - (3) 球磨管内の救急搬送状況について
 - (4) 健康危機対処計画(感染症編)の策定について
 - (5) その他
- 4 傍聴者の定員
8人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
人吉市西間下町86番1号
球磨地域保健医療推進協議会事務局(熊本県人吉保健所総務福祉課)
(電話0966-22-1040)